



埼玉県報

第316号
令和4年(2022年)
6月3日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画課）

告示

- 埼玉県災害対策アプリ運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示(情報システム戦略課)
- 県広報紙「彩の国だより（令和4年5月号から7月号まで）」の新聞折り込み及び配布業務に関する契約の相手方等の公示（広報課）
- 認定特定非営利活動法人の認定の失効に係る公告（共助社会づくり課）
- 救急病院等の申出の撤回（医療整備課）
- 救急病院等の申出（医療整備課）
- 埼玉県コバトン健康マイレージ運營業務委託に関する契約の相手方等の公示(健康長寿課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業における保留地処分に係る公告（八潮新都市建設事務所）
- 事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告（建築安全課）
- 水道用ポリ塩化アルミニウムの調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用液体塩素の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ウェット炭）の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ドライ炭）の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用濃硫酸の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）

規 則

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月三日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十四号

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則（平成十五年埼玉県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第三十四条第十四号」を「第三十四条第八号の二及び第十四号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第五百五十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年六月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県災害対策アプリ運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム戦略課県民サービス・システム共同化担当 埼玉
県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
40,695,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第五百六十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年六月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

県広報紙「彩の国だより（令和4年5月号から7月号まで）」の新聞折り込み
及び配布業務 約1,850千部×3回

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県民生活部広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当 埼玉県さいたま市浦和
区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年4月8日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

埼玉県折込広告事業協同組合 埼玉県さいたま市北区奈良町157番地4

5 契約金額

7.64円（8ページ税抜き1部当たりの単価）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告示

埼玉県告示第五百六十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和四年六月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

特定非営利活動法人地域活性化プラザ

二 代表者の氏名

石原 猛男

三 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市大字的場字宿千三百十番地五

四 失効日

令和四年四月十日

告 示

埼玉県告示第五百六十二号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

令和四年六月三日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		撤回日
名称	所在地	
社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会栗橋病院	埼玉県久喜市小右衛門七百十四番六号	令和四年五月三十一日

告示

埼玉県告示第五百六十三号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として令和四年六月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和四年六月三日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		有効期限
名称	所在地	
社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会加須病院	埼玉県加須市上高柳千六百八十八番地	令和七年三月十日

告 示

埼玉県告示第五百六十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年六月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県コバトン健康マイレージ運營業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県保健医療部健康長寿課健康長寿担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町2丁目11番1号
- 5 契約金額
187,825,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第五百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年六月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー加須店

埼玉県加須市大門町百五番地一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一

ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 松本忠久

東京都千代田区外神田二丁目二番十五号 外 未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年一月二十四日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千九百十二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二五〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一七〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 四五七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二九立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(株式会社ヤオコー外) 午前八時から午後十時

(ウエルシア薬局株式会社) 午前九時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時四十五分から翌午前零時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和四年五月二十三日

二 縦覧期間

令和四年六月三日から令和四年十月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年六月三日から令和四年十月三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第五百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年六月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

I K E A 新三郷

埼玉県三郷市新三郷ららシティ二丁目二番二号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）イケア・ジャパン株式会社 代表取締役 ヘレン・フォン・ライ

ス

千葉県船橋市浜町二丁目三番三十号五階

（変更後）イケア・ジャパン株式会社 代表取締役 ペトラ・ファール

千葉県船橋市浜町二丁目三番三十号五階

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）イケア・ジャパン株式会社 代表取締役 ヘレン・フォン・ライ

ス

千葉県船橋市浜町二丁目三番三十号五階

（変更後）イケア・ジャパン株式会社 代表取締役 ペトラ・ファール

千葉県船橋市浜町二丁目三番三十号五階

ハ 変更年月日

令和三年八月一日

ニ 届出年月日

令和四年五月二十五日

二 縦覧期間

令和四年六月三日から令和四年十月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年六月三日から令和四年十月三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第五百六十七号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）第一条の規定により、一般競争入札による保留地の処分について、次のとおり公告する。

令和四年六月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 宅地番号一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十八街区五画地（八潮市大字大原五百九十四番外）

(2) 地積

二百十・五一平方メートル

(3) 予定価格

三千三百八十九万二千百十円

ロ 宅地番号二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業三十八街区一画地（八潮市大字大曾根六百六十四番一外）

(2) 地積

百九十三・六五平方メートル

(3) 予定価格

二千九百六十二万八千四百五十円

ハ 宅地番号三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業三十八街区十画地（八潮市大字大曾根六百二十九番外）

(2) 地積

百九十三・六五平方メートル

(3) 予定価格

二千八百七万九千二百五十円

ニ 宅地番号四

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百五十街区十八画地（八潮市大字伊勢野字助九五百八十番一外）

(2) 地積

四百五十三・五三平方メートル

(3) 予定価格

六千二百五十八万七千四百四十円

二 入札に参加する者に必要な資格

イ 建築物の建築の用に供する目的で取得しようとする者であること。

ロ 次のいずれかに該当する者でないこと。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

(2) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 未成年者

(4) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

(5) 次の(一)から(三)までのいずれかに該当し、その事実があった後二年を経過していない者

(一) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(二) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(三) (一)又は(二)のいずれかに該当する事実があった後二年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 都道府県税（都道府県民税、法人都道府県民税、個人事業税又は法人事業税）の滞納がある者

(7) 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）第三条第二項に規定する暴力団関係者と認められる者

三 入札参加申込み受付の期間及び場所等

イ 期間

(1) 窓口受付

令和四年六月二十一日（火）から同月二十八日（火）までの午前九時から午後四時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 郵送受付

令和四年六月二十一日（火）から同月二十八日（火）午後五時まで（必着）

ロ 窓口及び郵送受付の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

ハ 申込方法

入札参加要領に示す必要な書類を本人若しくは代理人の持参又は簡易書留による郵送により申し込むものとする。

四 入札及び開札の日時及び場所等

イ 入札の期間

(1) 窓口受付

令和四年七月十三日（水）から同月十五日（金）までの午前九時から午後五時まで

(2) 郵送受付

令和四年七月十三日（水）から同月十五日（金）午後五時まで（必着）

ロ 窓口及び郵送受付の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

ハ 入札書の提出方法

本人若しくは代理人の持参又は簡易書留による郵送によるものとする。

ニ 入札参加上の注意

(1) この入札に参加を希望する者は、三による入札参加の申込みを行い、入札に参加する者に必要な資格の確認を得なければならない。

(2) 五の入札保証金は、入札書提出前に所定の金融機関で納付し、納付書兼領収書の写しを入札書と同時に提出するものとする。

ホ 開札の日時

(1) 宅地番号一

令和四年七月十九日（火）午前九時三十分

(2) 宅地番号二

令和四年七月十九日（火）午前十時十分

(3) 宅地番号三

令和四年七月十九日（火）午前十時五十分

(4) 宅地番号四

令和四年七月十九日（火）午前十一時三十分

へ 開札の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

五 入札保証金の額

入札参加者の見積もる入札金額に百分の五以上を乗じた額（入札参加資格審査後郵送される納付書兼領収書により納付すること。）

六 入札の無効

次のイからリまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

イ 入札者の押印のない入札書によるもの

ロ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書によるもの

ハ 押印された印影が明らかでない入札書によるもの

ニ 入札に参加する資格のない者がしたもの

ホ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの

へ 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの

ト 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

チ 他人の代理を兼ねた者がしたもの

リ 二以上の入札書を提出した者がしたもの又は二以上の者の代理をした者がしたもの

七 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

八 その他

イ 入札参加要領及び入札参加申込書は、TX八潮駅西宅地販売センターにおいて配布する。

なお、郵送を希望する者は、同センター（電話〇一二〇―八四―二四四一）に請求すること。

ロ 入札に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所（電話〇四八―九九八―四五四五）に問い合わせること。

ハ その他詳細は、入札参加要領による。

告示

埼玉県告示第五百六十八号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和四年六月三日

埼玉県知事 大野 元裕

商号又は名称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
有限会社ステップ	柳原勇（宅地建物取引業法上の代表者 後藤勝行）	埼玉県八潮市浮塚五百四十一―五（宅地建物取引業法上の主たる事務所の所在地 埼玉県越谷市大沢三丁目十番地四十八号）

告 示

埼玉県公営企業告示第二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年六月三日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用ポリ塩化アルミニウム 9,743 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番
21号
- 3 落札者を決定した日
令和4年3月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目12番34号
- 5 落札金額（税込み）
1トン当たり 29,150円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年1月21日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第二十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年六月三日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用液体塩素 635 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和4年3月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
燦クリーン株式会社 埼玉県所沢市小手指町一丁目 42 番地の 24
- 5 落札金額（税込み）
1 トン当たり 98,670 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年1月21日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県行田浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年六月三日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用次亜塩素酸ナトリウム 1,531 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和4年3月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目 12 番 34 号
- 5 落札金額（税込み）
1 トン当たり 70,180 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年1月21日
- 8 納入場所
埼玉県庄和浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場
江南中継ポンプ所
高倉中継ポンプ所

告 示

埼玉県公営企業告示第二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年六月三日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用粉末活性炭（ウェット炭） 467 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和4年3月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
ケミテック株式会社 埼玉県さいたま市北区别所町36番地の6
- 5 落札金額（税込み）
1 トン当たり 293,700 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年1月21日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年六月三日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用粉末活性炭（ドライ炭） 903 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和4年3月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
キョウワ株式会社 埼玉県久喜市清久町4-1
- 5 落札金額（税込み）
1 トン当たり 246,400 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年1月21日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県吉見浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年六月三日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用濃硫酸 924 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和4年3月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目 12 番 34 号
- 5 落札金額（税込み）
1 トン当たり 23,100 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年1月21日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場